

## 羽曳野市介護保険サービス事業者等の指導要綱

制 定 平成 18 年 12 月 1 日

最近改正 平成 25 年 2 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 23 条の規定により居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。)(以下「居宅サービス等」という。)を担当する者若しくは保険給付に係る法第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(以下「居宅サービス実施者等」という。)から提出させた保険給付に関する文書に基づき、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う介護報酬(介護給付及び予防給付に係る費用をいう。以下同じ。)の請求に係る指導(以下「指導」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(指導方針)

第 2 条 指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者(以下「サービス事業者等」という。)に対し大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 115 号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)、大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 117 号)、大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 118 号)、大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 119 号)、羽曳野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年羽曳野市条例第 34 号)、大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 116 号)、羽曳野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 24 年羽曳野市条例第 35 号)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 20 号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 21 号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 129 号)、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成 24 年厚生労働省告示第 94 号)等に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本方針として実施する。

(指導形態等)

第 3 条 市長は、集団指導及び実地指導の方法により指導を行うものとする。

2 集団指導は、市長が指定の権限を持つサービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

3 集団指導を実施した場合には、大阪府知事に対し、当日使用した資料を送付する等の情報提供を行う。

4 実地指導は、市が単独で行うもの(以下「一般指導」という。)又は市が厚生労働省若しくは都道府県と合同で行うもの(以下「合同指導」という。)により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とすることを基本とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の計画に基づいて指導の対象(以下「指導対象」という。)を選定して実施する。

2 指導対象は、次の各号に掲げる指導の形態に応じて、それぞれ当該各号に定める選定基準により選定する。

(1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、市長がサービス事業者等を選定する。

(イ) その他市長が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(集団指導の方法等)

第5条 市長は、集団指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

2 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

3 集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等の必要な情報提供を行うものとする。

(実地指導の方法等)

第6条 市長は、実地指導の指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(1) 実地指導の根拠規定及び目的

- (2) 実地指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

2 実地指導は、別に定める実地指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

3 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

4 市長は、前項の通知をした当該サービス事業者等に対して、文書により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 市長は、実地指導の実施中に、次に掲げる場合には、実地指導を中止し、直ちに羽曳野市介護保険サービス事業者等の監査要綱に定めるところにより監査を行うものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合  
(関係機関との連携等)

第8条 市長は、指導の実施及び指導の後の措置等について、都道府県等の関係行政機関との間で、必要な情報交換を行う等、互いに連携を図るものとする。

(委任)

第9条 この要綱に規定するもののほか、指導に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平 25 年 4 月 1 日から施行する。